

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 二七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件四件 二七
- 地籍調査の成果について認証した件 二六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六
- 保安林の指定を解除する件 二六
- 道路の区域を変更する件三件 二六
- 道路の供用を開始する件 二六

**公 告**

- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三〇
- 土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件 三〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三〇

**福 島 県 病 院 局**

- 落札者を決定した件 三三

**福 島 県 教 育 委 員 会**

- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 三三

**正 誤**

- 平成二十四年十二月二十八日付け号外第七十四号中 三四

## 告 示

**福 島 県 告 示 第 三 十 二 号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光

部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ア ティ郡山 福島県郡山市駅前一丁目三百六十番

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福 島 県 告 示 第 三 十 三 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
万 S A I 堂郡山店 福島県郡山市安積町荒井字大久保七番七ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福 島 県 告 示 第 三 十 四 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
エイトタウン相馬 福島県相馬市黒木字源多田四十四番ほか

二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福 島 県 告 示 第 三 十 五 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四

項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)HDD福島貸店舗 福島県福島市鳥谷野字宮畑八十八番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第三十六号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークベニマル方八町店 福島県郡山市方八町三百五十四番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第三十七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ザ・ビッグ福島本宮店 福島県本宮市字万世二百二十四番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第三十八号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークタウン谷川瀬 福島県いわき市平南第二土地区画整理事業五十二街区一

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第三十九号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

塙町

二 成果の名称

東白川郡塙町大字中塚の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

**福島県告示第四十号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、阿武隈川上流土地改良区から平成二十五年十二月十七日付けで申請のあった定款の変更について、平成二十六年一月十六日認可した。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

**福島県告示第四十一号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
耶麻郡猪苗代町大字壺揚字南浜一・二八の七七（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十六年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町大字鶴沢 字京田三番三地先から 同 郡同 町大字鶴沢 字京田四番八地先まで	一八・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇 二四・八	三〇・〇
		一九・〇〇	一九・〇〇		

（道路計画課）

福島県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県知事 佐藤 雄 平

（森林保全課）

（道路計画課）

福島県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道会津 若松三島 線	河沼郡柳津町大字久保 田字大廻戸一七六七番 地先から 同 郡同 町大字久保 田字大廻戸二二一五番 四地先まで	七・〇〇	七・〇〇	七・〇〇 一八・〇〇	一八三・〇
		一〇・五〇	一〇・五〇		

（道路計画課）

福島県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

（森林保全課）

（道路計画課）

（道路計画課）

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四〇〇号	大沼郡三島町大字西方字柿平無番地先から河沼郡柳津町大字飯谷字柏木平無番地先まで	平成二六年一月二四日

(道路計画課)

公 告

公告第十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
三和土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 鈴木 一夫

住所

いわき市三和町中寺字宿一四番地

(農村計画課)

公告第十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、新地町土地改良区から次のとおり役員の住所に変更があった旨届出があった。  
平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更があった者の役別、氏名及び住所

役別 氏名

理事 星 新一

住所

変更前 宮城県亘理郡山元町坂元字磯北谷地四一番地  
変更後 同 県名取市植松四丁目八番二一七号

(農村計画課)

公告第二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十六年一月二十四日

土地改良区の名称  
新地町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 加藤 憲郎

高橋 良一

荒 拓見

林 一敏

星 新一

目黒 清明

水戸 嘉一

寺島 貞弘

舛谷 君夫

寺島 清一

菅野 守

渡部 喜一

大和田 公夫

渡部 仁生

佐藤 和男

加藤 春男

渡部 和志

就任した役員

役別 氏名

理事 加藤 憲郎

菊地 久光

荒 拓見

林 一敏

星 新一

加藤 春男

目黒 清明

水戸 嘉一

荒 芳久仁

渡邊 登

菅野 守

森 一馬

大和田 公夫

渡部 和志

佐藤 和男

住所

相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地

同 郡同 町大字福田字瀬上七四番地

同 郡同 町大字福田字十三奉行六三番地の二

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の二

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の三

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の四

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の五

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の六

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の七

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の八

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の九

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の十

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の十一

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の十二

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の十三

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の十四

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の十五

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の十六

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の十七

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の十八

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の十九

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の二十

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の二十一

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の二十二

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の二十三

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の二十四

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の二十五

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の二十六

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の二十七

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の二十八

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の二十九

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の三十

同 郡同 町大字真弓字水神七八番地の三十一

福島県知事 佐藤 雄 平

同 同  
 星 寺  
 光 島  
   信  
   夫  
 同 同  
 郡 郡  
 同 同  
 町 町  
 駒 小  
 ケ 川  
 嶺 字  
 字 田  
 北 中  
 向 二  
 屋 六  
 敷 番  
 一 地  
 五 の一  
 番 地

福島県病院局

(農村計画課)

公告第1号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。  
 平成26年1月24日

福島県立宮下病院長 黒 沢 正 喜

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
 全身用コンピュータ断層撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地  
 福島県立宮下病院 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1150番地
- 3 落札者を決定した日  
 平成25年12月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 コセキ株式会社 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町2番26号
- 5 落札金額  
 34,335,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
 平成25年11月15日

(事 務 部)

## 福島県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月二十四日

福島県教育委員会

## 福島県教育委員会規則第一号

## 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 （幼稚園の教諭の普通免許状の授与の出願の特例）

第三条及び第三条の二の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して五年を経過する日までの間において、免許法附則第十九項の規定により幼稚園の教諭の普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出するものとする。

- 一 教育職員検定による普通免許状の授与願（第四号様式）
- 二 履歴書（第二号様式）
- 三 免許法附則第十九項に規定する基礎資格を有することを証明する書類
- 四 単位の修得を出願の要件とする者にあつては、学力に関する証明書
- 五 実務成績証明書（附則様式）
- 六 人物に関する証明書（第五号様式）
- 七 身体に関する証明書（第六号様式）
- 八 戸籍抄本

附則の次に次の様式を加える。

## 附則様式 (附則第4項関係)

実 務 成 績 証 明 書			
1 勤務者氏名及び生年月日			
氏 名 _____			
_____ 年 _____ 月 _____ 日生			
2 勤務期間			
期 間	実労働時間	職 名	主な職務内容
年 月 日から 年 月 日まで	時間		
年 月 日から 年 月 日まで	時間		
年 月 日から 年 月 日まで	時間		
3 施設の概要			
施設名: _____ ※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載すること。			
認可等年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。			
所在地: _____			
電話番号: _____			
4 勤務しなかった期間			
期 間	休 職 ・ 休 暇 等 の 種 別	理 由	
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
5 勤務成績概評			
上記のとおり証明します。			
年 _____ 月 _____ 日			
所 属 長			印
証 明 責 任 者			印

備考 この証明書は、証明者が厳封の上提出すること。  
特例の対象として認められる勤務時間は、3年かつ勤務時間の合計が4,320時間以上であること。  
勤務時間は、残業時間なども含めた実労働時間とすること。

第二号様式中「第19条関係」を「第19条、附則第4項関係」に改める。  
 第四号様式中「第13条関係」を「第13条、附則第4項関係」に改める。  
 第五号様式中「第14条関係」を「第14条、附則第4項関係」に改める。  
 第六号様式中「第13条の2関係」を「第13条の2、附則第4項関係」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(義務教育課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年十二月二十八日付け号外第七十四号中

一八五	上	後ろか	「給付金」	単に「給付金」
		ら八		